平成２１年（フ）第１１５３号
大阪府泉佐野市羽倉崎上町３丁目７番５号
債務者　吉川　　恵（旧姓片山・横山）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１５５号
大阪府阪南市自然田818番地の１―101号
債務者　山崎　朋之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１６０号
大阪府和泉市鶴山台２丁目10番31―408号
債務者　藤川　　幸
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１１６１号
大阪府和泉市伏屋町２丁目２番３号ロイヤルクレスト202、前住所大阪市浪速区恵美須西２丁目12番４―413号
債務者　藤原　由香（旧姓笹田）
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２１年（フ）第１００号
高知県宿毛市平田町戸内816番地７
債務者　小島　英里
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２０年（フ）第１０１２号
高知市二葉町７番10号　岡村ビル402
債務者　梅原　啓之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９４９号
高知市上本宮町220番地43
債務者　井上　有美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７１号
高知県香美市土佐山田町宮前町１番４号　笹岡荘１Ｆ２号室
債務者　森本　知恵
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７２号
高知市潮見台２丁目703番地
債務者　武市　美枝
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９７９号
高知市横浜西町19番36号　サングリーン西町Ｓ－２
債務者　多田　素久
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１００５号
高知市若草町15番42号
債務者　片岡　裕備
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８４８号
愛知県豊田市桑田和町千ノ田11番地１　市営Ｂ号
債務者　川原　倫子
1　決定年月日時　平成21年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
島根県出雲市大社町杵築西1687番地１　県営住宅大社町山内団地208
債務者　山田　朱美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１６４号
島根県大田市大田町大田ハ３番地
債務者　西森　敏之
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１６５号
島根県大田市大田町大田ハ３番地
債務者　西森智枝美
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１６６号
島根県大田市大田町大田ロ401番地３、前住所島根県大田市大田町大田ハ３番地
債務者　西森　ニエ
1　決定年月日時　平成21年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２１年（フ）第１６７号
島根県出雲市塩冶町南町４丁目２番19号　常松アパート２
債務者　中島　　博
1　決定年月日時　平成21年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月８日午後１時45分
松江地方裁判所出雲支部